

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年 9 月12日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	三井 経 光
同	池田 清

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査 (29 監査第 180 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 3 ページ)</p> <p>1 契約について 小規模工事の発注に関し注意すべきもの</p> <p>契約金額 70 万円以下の工事 (以下「小規模工事」という。) は、各担当課に設置されている事業者選定委員会において事業者を決定し、長野市契約規則に基づいて、設計付見積書を徴取、設計額を算定した上で契約金額を決定するもので、入札行為は不要となる。</p> <p>このため、小規模工事は、事務の負担軽減など効率的であり、緊急を要する工事の実施などには、有効な契約方式となる。</p> <p>しかしながら、中御所五丁目及び豊野町浅野のマレットゴルフ場の簡易トイレの交換工事については、平成 29 年 7 月 25 日から 8 月 25 日までの同一工期、同一事業者による契約で、簡易トイレの製品や設置の施工条件等、全てが同じ工事内容のため、契約額も同額であった。</p> <p>離れた設置場所であっても、設計や工事管理等の共通経費は節減できたものと考えられる。</p> <p>工事契約においては、できる限り競争原理を働かせることが前提であり、安易な分割発注は事業者選定に偏りが生じ、不利な価格での契約締結となるなど、多くのリスクが内在する。</p> <p>小規模工事の発注においても、不必要な分割発注を避け、事業者選定委員会によるチェック体制の強化を図るなど、透明性や経済性を考慮し、適正な工事発注に努められたい。</p> <p>(スポーツ課)</p>	<p>年度計画により同様の工事内容で同時期の小規模工事の発注がある場合は、一工事としての発注が可能か事前に検討するとともに、業者選定委員会においてもチェック項目とし、経費削減に留意することとする。</p> <p>(スポーツ課)</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査 (29 監査第 180 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 3～4 ページ)</p> <p>2 計画及び設計について 施設の計画及び設計に関し注意すべきもの</p> <p>消防団員が消火活動等で使用した消防ホースを乾燥させるためのつり下げ柱を設置した工事で、安全対策が不十分な事例があった。</p> <p>このつり下げ柱は、消防団が管理する更北第二分団詰所の隣接地に建てられ、近隣には真島小学校や真島保育園等があるにもかかわらず、注意看板等の設置がなく、児童等の目に触れやすい環境にある。</p> <p>足掛ステップは、消防ホースをつるすための昇降用付属部材であるが、地上約 80 cm 程度の低い位置から上部へと取り付けられていた。</p> <p>このため、児童等が上部まで容易に昇ることが可能であり、転落事故の可能性が懸念される状況にあった。</p> <p>工事監査の指摘により、低い位置に設置されたステップは既に取り外され、注意看板の設置も予定されているが、計画当初から安全性とリスク回避を重視した設計に心掛けることが重要である。</p> <p>また、本件と同様の周辺環境（通学路・学校等に隣接しているなど）にある施設の実態を調査し、安全性の確保を図られたい。</p> <p>(警防課)</p> 	<p>指摘のあったホースつり下げ柱足掛ステップについて、低位置に取付けられていたものは撤去した。(平成 29 年 12 月 14 日)</p> <p>安全対策として、当該設備の周りを「立入禁止」としてコーンで囲ったほか、張り紙掲示による注意喚起措置を行った。(平成 30 年 5 月 1 日)</p> <p>今後は、計画当初から安全性を重視した施設設置となるよう十分な検討を行っていく。</p> <p>また、学校・分団詰所の周辺で類似した環境の施設が無いか調査のうえ、張り紙・看板等による注意喚起を図り、安全性の確保に努めていく。</p> <p>(警防課)</p>  <p>「立入禁止」のコーン設置</p>  <p>張り紙掲示</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査 (29 監査第 180 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(報告書 5～6 ページ)</p> <p>(2) 支所の駐車場整備計画について</p> <p>更北支所の庁舎新築と併せて整備した駐車場は、国道側からの出入口を設けたが、完成後、わずか半年余りで、出入口の拡幅改修工事が実施されていた。</p> <p>計画当初、出入口の幅を 10m として、道路管理者である長野県と自営工事許可申請に係る協議を進めていたが、長野県から歩行者の安全確保を優先する理由により幅 6 m の施工となったものである。</p> <p>しかし、国道の通行量が多く、度々車の滞留による交通渋滞が発生するなど、出入口改善の要望が寄せられ、再度長野県と協議をした結果、計画当初の 10m 幅で許可が得られたとのことである。</p> <p>出入口の構造決定の際、6 m 幅による車の滞留や交通渋滞の予測は可能であったと思われる。道路管理者と事前に十分協議することで、当初から 10m 幅の許可は得られたものと思われる。</p> <p>半年余りの間に同じ場所で 2 度の工事実施は、経済性、効率性の観点から好ましいものではない。コスト削減を意識して取り組むよう要望する。</p> <p>(地域活動支援課)</p>	<p>支所の駐車場整備計画については、整備後において、支所利用者等から出入口に関する意見や拡幅の要望が多かったことから、道路管理者と再三の協議を重ねた結果、出入口拡幅の許可が得られ、再度工事を実施することになったものである。</p> <p>道路管理者との事前協議の時点で、経済性、効率性も意識して、将来を見据えた協議をしていくよう内部で共有を図った。</p> <p>(地域活動支援課)</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・後期）(29 監査第 180 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(1) 中学校新校舎の室内改修について (報告書 4 ページ)</p> <p>東北中学校新校舎の完成後、わずか 1 年余りで、校長室内にある扉を防音機能付きに交換する工事が実施された。</p> <p>工事は校長室が保護者等と相談する場所として使用されることが多く、個人のプライバシーが室外に漏れることを懸念して実施されたとのことである。</p> <p>しかしながら、相談等の対応を児童や在校生者が少ない時間帯に設定したり、プライバシーが確保できる別室に誘導するなど、工事以前に課題解決を図ることが可能と思われる。</p> <p>供用開始間もない校舎の改修は、経済性・計画性・効率性の観点から望ましいものではなく、新校舎建設の計画段階で関係者と十分協議を重ね、必要な情報や要望を設計に反映させることが必要不可欠である。</p> <p>工事は合理的な理由で実施するものであり、安易に手直しや設備等の追加工事が発生しないよう、ハード面ばかりに捉われない様々な対応策を講じることにも努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>新校舎の建設にあたり、当該箇所の設計は校舎の標準的な仕様としており、設計側も学校も適切と判断した。</p> <p>竣工後、学校運営の中で課題が生じ、学校、設計者及び総務課で対応を検討し、別室の利用などソフト面での対応を試みたが、扉の交換が最善であるとの判断に至った。</p> <p>改修は経済性・効率性からも望ましいものではないため、今後は、計画段階において学校の個別状況を十分に把握のうえ設計への反映に努め、竣工後の状況の変化や運営上の新たな課題が生じた際には、学校と連携し対策を講じてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>